

## 山形県職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。
(1) 知事の事 一般会計 <u>4,139</u>	(1) 知事の事 一般会計 <u>4,057</u>
務部局の職員	務部局の職員
企業特別会計 165	企業特別会計 165
病院事業特別 <u>2,022</u>	病院事業特別 <u>2,004</u>
会計	会計
計 <u>6,326</u>	計 <u>6,226</u>
(2)～(4) 一略一	(2)～(4) 一略一
(5) 教育委員会の事務部局の <u>297</u>	(5) 教育委員会の事務部局の <u>286</u>
職員	職員
(6)～(8) 一略一	(6)～(8) 一略一

## 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
<p>(知事等の給与及び旅費)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の152.5</u>」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(知事等の給与及び旅費)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の135」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
<p>4 一略一</p> <p>附 則</p>	<p>4 一略一</p> <p>附 則</p>
<p>1～6 一略一</p>	<p>1～6 一略一</p>
	<p>7 <u>平成29年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。</u></p>

## 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第 1 条（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第21条 一略一</p>	<p>第21条 一略一</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>（1）前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（1）前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の82.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の92.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>（2）前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>（2）前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の50</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 一略一</p>	<p>3～5 一略一</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～21 一略一</p>	<p>1～21 一略一</p>
<p>22 附則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員等で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.5375</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>22 附則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員等で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.2375</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.5375</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の1.3875</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の1.6875</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合には</u></p>

100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

23及び24 一略一

23及び24 一略一

第2条（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、<u>第3号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,600円</u></p> <p>（3） <u>前2号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>2,500円</u></p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び附則第18項第<u>5号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員等に対して、それぞれ</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、<u>第3号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>15年以内</u>、<u>第4号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,300円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,700円</u></p> <p>（3） <u>獣医学</u>に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>30,000円</u></p> <p>（4） <u>前3号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>2,500円</u></p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員等に対して、それぞれ基準日の属する月の</p>

基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条及び附則第22項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略一

3 一略一

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第18項第5号において同じ。）において職員等が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 一略一

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第18項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員等に対し、その者の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価（職員等がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。こ

人事委員会規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略一

3 一略一

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員等が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 一略一

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員等に対し、その者の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価（職員等がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月

これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

附 則

1～17 一略一

（55歳を超える職員等の給料月額の減額支給等）

18 平成30年3月31日までの間、職員等（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員等（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4

以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

附 則

1～17 一略一

月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第20項から第22項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第20項及び第21項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 定時制通信教育手当 当該特定職員の給料月額に対する定時制通信教育手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の月額）

(4) 農林漁業普及指導手当 当該特定職員の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する農林漁業普及指導手当の月額）

(5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員等（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算

した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員等(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第22項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を



受ける職員等にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第22項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(7) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第25条第1項 前各号に定める額

ロ 第25条第2項及び第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第25条第4項及び第5項 第1号及び第2号に定める額に、これらの項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級
研究職給料表	5級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給

に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

21 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

22 附則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員等で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定幹部職員にあつては、100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定幹部職員にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

23及び24 一略一

18及び19 一略一

第3条(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任期付職員」という。)」と、給</p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任</p>

与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の157.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

期付職員」という。)」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第4条(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」</p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、</u></p>

と、「100分の135」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第5条（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。	第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（ <u>平成16年3月県条例第7号</u> 。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月	第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月

県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。))」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員(以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。))」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。))」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員(以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。))」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第7条(山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～5 一略一 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年11月県条例第73号。第1号において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員等である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「施行日の前日において受けていた給料月額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員等を除く。)のうち、その者の受ける給料月額とその者に山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年12月県条例第95号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により支給され</p>	<p>附 則 1～5 一略一 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年11月県条例第73号。第1号において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において次の各号に掲げる職員等である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「施行日の前日において受けていた給料月額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員等を除く。)のうち、その者の受ける給料月額とその者に山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年12月県条例第95号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により支給され</p>

る給料の額（平成26年改正条例附則第8項の規定により、給料月額と平成26年改正条例附則第6項に規定する切替日の前日において受けていた給料月額の差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給される職員等にあつては、その者の受ける給料月額と同項に規定する切替日の前日において受けていた給料月額の差額（人事委員会規則で定める場合にあつては、その者の受ける給料月額と人事委員会規則で定める額の差額）に相当する額）との合計額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、給料月額と施行日の前日において受けていた給料月額の差額に相当する額（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1)及び(2) 一略一

7～24 一略一

る給料の額（平成26年改正条例附則第8項の規定により、給料月額と平成26年改正条例附則第6項に規定する切替日の前日において受けていた給料月額の差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給される職員等にあつては、その者の受ける給料月額と同項に規定する切替日の前日において受けていた給料月額の差額（人事委員会規則で定める場合にあつては、その者の受ける給料月額と人事委員会規則で定める額の差額）に相当する額）との合計額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、給料月額と施行日の前日において受けていた給料月額の差額に相当する額（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1)及び(2) 一略一

7～24 一略一

第8条（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号）の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～7 一略一 （平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例） 8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第10項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以</p>	<p>附 則 1～7 一略一 （平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例） 8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第10項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以</p>

下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員等に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員等に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員等となつた者に扶養親族がある場合又は職員等に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員等に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員等が配偶者のない職員等となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員等が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第2項中「扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級

下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,400円(職員等に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員等に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員等となつた者に扶養親族がある場合又は職員等に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員等に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員等が配偶者のない職員等となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員等が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第2項中「扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級

職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員等について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員等で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員等であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員等が配偶者のない職員等となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員等であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員等となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、

職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員等について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員等で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員等が配偶者のない職員等となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員等であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員等となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、



扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。  
9～11 ー略ー

扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。  
9～11 ー略ー

附則第5項関係（職員の日及び休暇に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 <u>山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第9条の2第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。</u>	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附則第6項関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の規定により県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるものとされている事項については、これらの規定が定められるまでは、なお、従前の例による。 <u>（山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に関する読替え）</u> 3 <u>山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第16条の2第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。</u>	附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例の規定により県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるものとされている事項については、これらの規定が定められるまでは、なお、従前の例による。

附則第7項関係（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 1 及び 2 ー略ー <u>（特定職員に関する読替え）</u> 3 <u>給与条例附則第18項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員（給与条例第5条第5項に規定する再任用職員をいう。）を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第18項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び次項におい</u>	附 則 1 及び 2 ー略ー

て「特定職員」という。)に対する第8条の2第2項の規定の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項において同じ。)以後においては、同条第2項中「給料月額」とあるのは、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員(次項において「平成17年改正条例附則適用職員」という。)にあつては、同条例附則第10項の規定にかかわらず、「給料月額と給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定により支給される給料の額との合計額」と、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年12月県条例第95号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員(次項において「平成26年改正条例附則適用職員」という。)にあつては、同条例附則第12項の規定にかかわらず、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年12月県条例第95号)附則第8項に規定する特定職員でないものとした場合に同項から同条例附則第10項までの規定により支給される給料の額との合計額」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の10を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に100分の10を乗じて得た額)に相当する額を減じた額と」とする。

4 特定職員に対する第12条の3第2項及び第12条の4第2項の規定の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後においては、第12条の3第2項中「給料」とあるのは、平成17年改正条例附則適用職員にあつては「給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に支給される給料」と、

平成26年改正条例附則適用職員にあつては「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号。次条第2項において「平成26年改正条例」という。）附則第8項に規定する特定職員でないものとした場合に支給される給料」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の5を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（次条第2項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（次条第2項において「給料月額減額基礎額」という。）に100分の5を乗じて得た額）に相当する額を減じた額」と、第12条の4第2項中「給料」とあるのは、平成17年改正条例附則適用職員にあつては「給与条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合に支給される給料」と、平成26年改正条例附則適用職員にあつては「平成26年改正条例附則第8項に規定する特定職員でないものとした場合に支給される給料」と、「額と」とあるのは「額から当該職員の給料月額に100分の6を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の6を乗じて得た額）に相当する額を減じた額」とする。

（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）

5～7 一略一

8 前2項の規定により受けるべき額に係る作業が附則第6項第5号又は第7号の作業である場合において、当該作業に従事した時間（人事委員会が定める時間を含む。）が1日につき4時間に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、その日の当該作業に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

9及び10 一略一

（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）

3～5 一略一

6 前2項の規定により受けるべき額に係る作業が附則第4項第5号又は第7号の作業である場合において、当該作業に従事した時間（人事委員会が定める時間を含む。）が1日につき4時間に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、その日の当該作業に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

7及び8 一略一

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 一略一  <u>(給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p>2 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第5号及び第6号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p>3 <u>法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第2項」とする。</u></p> <p>4 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 一略一</p>

用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額にと、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

5 給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等に対する第34条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは、「給与条例附則第20項」とする。

(給与条例附則第23項の規定により号給が調整される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第23項の規定により号給が調整される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第6項」とする。

8 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の

(給与条例附則第18項の規定により号給が調整される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第18項の規定により号給が調整される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第6項」とする。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の

規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則第9項関係（山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>山形県職員等の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等に対する第3条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第20項」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

## 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 一略一</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 前項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,000円</u></p> <p>(高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当)</p>	<p>(特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 一略一</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 前項第2号及び第3号の業務 <u>5,100円</u></p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,600円</u></p> <p>(高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当)</p>
<p>第16条 高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当は、高等学校の学校職員が次の各号の<u>一に該当する場合に支給する。</u></p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) <u>全日制の課程の勤務を本務とし、かつ、夜間において授業を行う定時制の課程を兼務する養護教諭及び養護助教諭</u></p>	<p>第16条 高等学校の課程を兼務する学校職員の特殊勤務手当は、高等学校の学校職員が次の各号の<u>いずれかに該当する場合に支給する。</u></p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(削る)</p>
<p>2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に該当する場合 <u>担当した授業の授業時間1時間につき900円</u></p> <p>(2) 前項第3号に該当する場合 <u>勤務1月につき2,700円</u></p> <p>(再任用短時間勤務職員に係る特殊勤務手当の月額)</p>	<p>2 前項の手当の額は、担当した授業の授業時間 <u>1時間につき900円とする。</u></p>
<p>第20条の4 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに係る特殊勤務手当の額(第16条第2項第2号に掲げるものに限る。)</u>は、同号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(削る)</p>

附則第2項関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案									
<p>（育児短時間勤務職員についての特殊勤務手当 条例の特例）</p>										
<p>第16条 育児短時間勤務職員についての山形県職 員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10 月県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」と いう。）の規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。</p>	<p>第16条 削除</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 658 309 792">第20条の 4の見出し</td> <td data-bbox="309 658 453 792">再任用短 時間勤務 職員</td> <td data-bbox="453 658 746 792">育児短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 792 309 1715">第20条の 4</td> <td data-bbox="309 792 453 1715">地方公務 員法第28 条の4第 1項、第28 条の5第 1項又は 第28条の 6第1項 若しくは 第2項の 規定によ り採用さ れた職員 等で同法 第28条の 5第1項 に規定す る短時間 勤務の職 を占める もの</td> <td data-bbox="453 792 746 1715">地方公務員 の育児休 業等に関する法律（平 成3年法律第110号） 第10条第1項に規定 する育児短時間勤務 をしている職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1715 309 2065">山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 2項</td> <td data-bbox="309 1715 453 2065">山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 1項</td> <td data-bbox="453 1715 746 2065">山形県職員等の育児 休業等に関する条例 第19条の規定により 読み替えられた山形 県立学校職員の勤務 時間及び休暇等に関 する条例第3条第1 項</td> </tr> </table>	第20条の 4の見出し	再任用短 時間勤務 職員	育児短時間勤務職員	第20条の 4	地方公務 員法第28 条の4第 1項、第28 条の5第 1項又は 第28条の 6第1項 若しくは 第2項の 規定によ り採用さ れた職員 等で同法 第28条の 5第1項 に規定す る短時間 勤務の職 を占める もの	地方公務員 の育児休 業等に関する法律（平 成3年法律第110号） 第10条第1項に規定 する育児短時間勤務 をしている職員等	山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 2項	山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 1項	山形県職員等の育児 休業等に関する条例 第19条の規定により 読み替えられた山形 県立学校職員の勤務 時間及び休暇等に関 する条例第3条第1 項	
第20条の 4の見出し	再任用短 時間勤務 職員	育児短時間勤務職員								
第20条の 4	地方公務 員法第28 条の4第 1項、第28 条の5第 1項又は 第28条の 6第1項 若しくは 第2項の 規定によ り採用さ れた職員 等で同法 第28条の 5第1項 に規定す る短時間 勤務の職 を占める もの	地方公務員 の育児休 業等に関する法律（平 成3年法律第110号） 第10条第1項に規定 する育児短時間勤務 をしている職員等								
山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 2項	山形県立 学校職員 の勤務時 間及び休 暇等に関 する条例 第3条第 1項	山形県職員等の育児 休業等に関する条例 第19条の規定により 読み替えられた山形 県立学校職員の勤務 時間及び休暇等に関 する条例第3条第1 項								



(任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)

第28条 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例 第28条 削除

務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の4の見出し	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第20条の4	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員等
	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項

## 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員等)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(イ) 一略一</p> <p>(ロ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。</u>）<u>までに、その任期（任期が更新される場合</u>にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ハ) 一略一</p> <p>ロ及びハ 一略一</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員等)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(イ) 一略一</p> <p>(ロ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（<u>以下「1歳6箇月到達日」という。</u>）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ハ) 一略一</p> <p>ロ及びハ 一略一</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p>
<p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下<u>この条</u>において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第</p>	<p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下<u>この条及び次条</u>において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年</p>

49号) 第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 一略一

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 一略一

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 一略一

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

法律第49号) 第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 一略一

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合

は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 一略一

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 一略一

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当することとなったこと。

(8) 一略一

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 一略一

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当することとなったこと。

(8) 一略一

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 一略一

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が発生したことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。